

議案第 四四号

朝野議員定数条例の一部を次の通り改正するものとする

昭和三十一年六月五日提出

朝野議員定数 改正 己



原案可決

昭和三十一年六月廿七日議決

朝野議員議長 加藤幸太郎



昭和三十一年朝野議員定数条例第 号

朝野議員定数条例の一部を改正する条例

第三系中

市長補助機関の「技術吏員の内「保母」次に「運轉手」を加える

附則

この条例は公布の日より施行し昭和三十三年六月一日から適用する